

第10次島田市高齢者保健福祉計画（第9期島田市介護保険事業計画）の策定について

第9期島田市介護保険事業計画期間の第1号被保険者の介護保険料

1 第9期事業計画（R6～R8年度）における介護保険料（基準月額／年額）について

	(A) 第9期介護保険料 (R6～R8年度)	(B) 第8期介護保険料 (R3～R5年度)	差額 (A-B)
基準月額	5,000 円	4,960 円	40 円の増
年額	60,000 円	59,500 円	500 円の増

2 第8期事業計画（R3～R5年度）からの主な変更点について

- (1) 「基準月額」の改定
- (2) 「所得段階」の細分化（11段階から13段階へ、2段階の増）
- (3) 所得段階の細分化に伴う「基準所得金額」の見直し
- (4) 所得段階の細分化に伴う「乗率（調整率）」の見直し

※各所得段階の介護保険料基準月額の算出方法：

基準段階（第5段階）の基準月額×各所得段階の乗率（調整率）

3 介護保険料が増額となった主な要因について

要因	(A) 第9期事業計画 (R6～R8年度)	(B) 第8期事業計画 (R3～R5年度)	差 (A-B)
介護報酬改定率	+1.59%	+0.70%	+0.89 ポイント
事業費 (保険給付費+地域支援事業費)	275 億 9,388 万円 (3年間の総額)	275 億 8,116 万円 (3年間の総額)	+1,272 万円 (+0.05%)
第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	94,641 人 (3年間の延べ人数)	94,518 人 (3年間の延べ人数)	+123 人 (+0.13%)
要支援・要介護認定者数	14,246 人 (3年間の延べ人数)	13,108 人 (3年間の延べ人数)	+1,138 人 (+8.68%)
グループホームの施設整備 (1施設/定員18人)	R7年度に整備予定	—	—

#### 4 保険料等の第9期事業計画と第8期事業計画との比較について

所得段階	乗率(調整率) 厚労省(案)	第9期事業計画(島田市)			第8期事業計画(島田市)			保険料差額 (A-B)
		基準 所得金額	乗率 (調整率)	(A)保険料 (年額)	基準 所得金額	乗率 (調整率)	(B)保険料 (年額)	
第1段階	0.285	略 (下表参照)	0.285	17,100円	略 (下表参照)	0.300	17,900円	▲800円
第2段階	0.485		0.435	26,100円		0.450	26,800円	▲700円
第3段階	0.685		0.685	41,100円		0.700	41,700円	▲600円
第4段階	0.900		0.900	54,000円		0.900	53,600円	+400円
第5段階	1.000		1.000	60,000円		1.000	59,500円	+500円
第6段階	1.200	120万円未満	1.100	66,000円	125万円未満	1.100	65,500円	+500円
第7段階	1.300	120万円以上 210万円未満	1.300	78,000円	125万円以上 200万円未満	1.300	77,400円	+600円
第8段階	1.500	210万円以上 320万円未満	1.500	90,000円	200万円以上 300万円未満	1.500	89,300円	+700円
第9段階	1.700	320万円以上 420万円未満	1.700	102,000円	300万円以上 400万円未満	1.700	101,200円	+800円
第10段階	1.900 (新設)	420万円以上 520万円未満	1.750	105,000円	400万円以上 500万円未満	1.750	104,200円	+800円
第11段階	2.100 (新設)	520万円以上 620万円未満	1.800	108,000円	500万円以上	1.800	107,100円	+900円
第12段階	2.300 (新設)	620万円以上 720万円未満	1.900	114,000円	—	—	—	+6,900円
第13段階	2.400 (新設)	720万円以上	2.100	126,000円	—	—	—	+18,900円

※網掛けは第8期事業計画からの見直し部分。

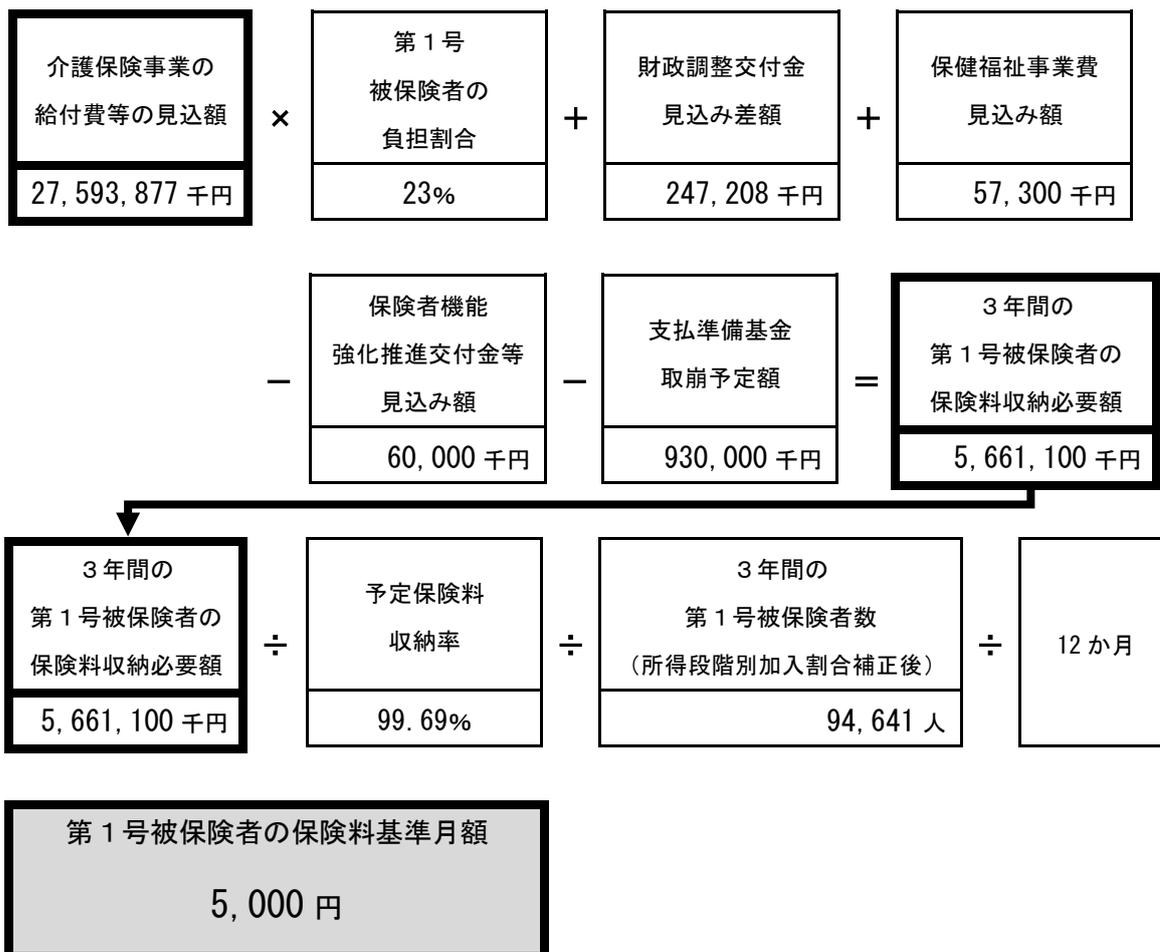
#### 【第1段階から第5段階における基準所得金額について】(「下表参照」部分)

所得段階	基準所得金額	
第1段階	・生活保護を受給している方	
	・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が、	80万円以下
第3段階		80万円超え120万円以下
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が、	120万円超え
第5段階		80万円以下
		80万円超え

## 5 第1号被保険者の保険料の計算について

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の介護保険事業の給付費等の見込み額に、第1号被保険者の負担割合23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額と保健福祉事業費見込み額を加算し、保険者機能強化推進交付金等見込み額と支払準備基金取崩予定額を減算した額が、3年間の第1号被保険者の保険料収納必要額となります。さらに、予定保険料収納率（99.69%）、3年間の第1号被保険者数（94,641人）及び12か月で除した額が、第1号被保険者の保険料基準月額になります。

なお、介護保険事業の給付費等の増減に応じて保険料の基準月額も増減することになりますが、支払準備基金の令和5（2023）年度末残高予定額のほぼ全額を取り崩し、保険料の上昇を抑制しています。



### 【参考】支払準備基金取崩予定額と保険料基準月額の推移

	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)
支払準備基金 取崩予定額	—	160,000千円	200,000千円	700,000千円	900,000千円
保険料 基準月額	2,528円	2,700円	3,200円	3,600円	4,000円

	第6期 (H27~H29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)	第9期 (R6~R8)
支払準備基金 取崩予定額	510,000千円	300,000千円	920,000千円	930,000千円
保険料 基準月額	4,550円	5,100円	4,960円	5,000円